

議案第 11 号

橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 44 第 12 項の規定に基づき住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)の利用目的及び利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 (利用資格) 第 3 条 次に掲げる者は、前条第 1 号及び第 2 号の利用サービスを受けることができる。 (1)・(2) 略	(趣旨) 第 1 条 この条例は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 44 第 8 項の規定に基づき住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)の利用目的及び利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 (利用資格) 第 3 条 次に掲げる者は、前条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の利用サービスを受けることができない。 (1)・(2) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。